

大阪大学熊本地方を震源とする地震復興支援対策会議要領

(設置及び目的)

第1 大阪大学に、熊本地方を震源とする地震に関する対応等を迅速に行い、復興支援活動等に取り組むため、熊本地方を震源とする地震復興支援対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(メンバー)

第2 対策会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総長
- (2) 各理事
- (3) その他総長が指名する者

(議長)

第3 対策会議に議長を置き、総長をもって充てる。

(統括理事)

第4 対策会議に統括理事を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

2 統括理事は、復興支援に関する業務を統括する。

(支援チーム)

第5 対策会議の下に支援チームを置き、統括理事を補佐する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、対策会議及び支援チームに関し必要な事項は、総長が決定する。

(施行)

第7 この要領は、平成28年4月21日から施行する。

体制図

